



議案第九号

三朝町保育所の設置及び管理に関する条例の全部改正について

次のとおり三朝町保育所の設置及び管理に関する条例の全部を改正することについて、
地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の
議決を求めらる。

昭和五十年三月十一日

三朝町長 松村 喬 成

昭和五拾年三月拾九日 原案可決

三朝町議会議長 牧田 積

三朝町条例第 号

三朝町立保育所の設置及び管理に関する条例

三朝町保育所の設置及び管理に関する条例（昭和四十五年三朝町条例第二十二号）の全部を改正する。

（目的）

第一条 この条例は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第一項の規定に基づき、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号、以下「法」という。）により町が設置する保育所の設置及びその管理に関する事項について定めることを、目的とする。

（設置）

第二条 法第三十五条第三項の規定に基づき、日々保護者の委託を受けて、保育に欠けるその乳児又は幼児を保育するため、町立保育所（以下「保育所」という。）を設置する。

（名称及び位置）

第三条 前条により設置する保育所の名称及び位置は、別表のとおりとする。

(職員)

第四条 保育所に園長、主任保母、保母、調理員、養護医その他必要な職員を置く。

2 前項の職員の定数は、三朝町職員定数条例(昭和二十八年三朝町条例第七号)の定めるところによる。

(入所の要件)

第五条 保育所に入所できる児童は、法第二十四条の規定に該当する者、その他保育に欠けることが明らかなる者とする。ただし、次の各号のいずれ該当する者については、入所を制限することができる。

- 一 伝染病その他悪質な疾患を有する者
- 二 身体が虚弱で集団保育に困難を認められる者

(措置児童以外の児童の取扱い)

第六条 保育所に、法第二十四条の規定により措置する児童(以下「措置児童」という。)を入所させて、なお定員に余裕のある場合においては、保護者の委託を受けて措置児童以外の児童を入所させることができる。

(保育料の徴収)

第七条 法第五十六条の規定により徴収する費用（以下「保育料」という。）は、厚生省に
おいて定める保育所措置費額庫負担金交付基準により算定した額に基づくとし、その
階層別金額は町長が別に定め、これを告示するものとする。

2 前条の規定により入所させた児童については、使用料を徴収するものとし、その額につ
いては措置児童の保育単価に相当する額とする。

(保育料の減免)

第八条 町長は、前条の規定にかかわらず、扶養義務者の死亡、災害、その他により、前条
の基準額に著しくより難いときは、保育料を免除又は減額することができらる。

(規則への委任)

第九条 この条例に定めるもののほか、保育所の管理、運営その他この条例の実施について
必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例施行の際、改正前の三朝町保育所の設置及び管理に関する条例により設置された保育所は、この条例による保育所となり、同一性をもつて存続するものとする。

別表（第三條關係）

名称	所在地
三朝保育園	三朝町大字山田六百八番地
東保育園	三朝町大字片栗千三百三十六番地
賀茂保育園	三朝町大字本泉二百五十番地
竹田保育園	三朝町大字穴鴨二百十七番地の三
へき地高勢保育園	三朝町大字小河内九百七十二番地の二